

特別養護老人ホーム 赤平愛真ホーム 施設入所利用料金表

■施設入所利用料

令和7年9月1日 現在

要介護度	利用者負担段階	1日の介護保険 単位数①	1日あたりの 食費②	1日あたりの 居住費③	1ヶ月（30日）のご利用料金目安 (①+②+③)×30日
要介護 1	第 4 段階	670円	1,445 円	2,066 円	125,430 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	102,000 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	80,700 円
	第 2 段階		390 円	880 円	58,200 円
	第 1 段階		300 円	880 円	55,500 円
要介護 2	第 4 段階	740円	1,445 円	2,066 円	127,530 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	104,100 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	82,800 円
	第 2 段階		390 円	880 円	60,300 円
	第 1 段階		300 円	880 円	57,600 円
要介護 3	第 4 段階	815円	1,445 円	2,066 円	129,780 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	106,350 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	85,050 円
	第 2 段階		390 円	880 円	62,550 円
	第 1 段階		300 円	880 円	59,850 円
要介護 4	第 4 段階	886円	1,445 円	2,066 円	131,910 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	108,480 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	87,180 円
	第 2 段階		390 円	880 円	64,680 円
	第 1 段階		300 円	880 円	61,980 円
要介護 5	第 4 段階	955円	1,445 円	2,066 円	133,980 円
	第 3 段階②		1,360 円	1,370 円	110,550 円
	第 3 段階①		650 円	1,370 円	89,250 円
	第 2 段階		390 円	880 円	66,750 円
	第 1 段階		300 円	880 円	64,050 円

■左記料金の他、以下の「加算料金」「その他サービス料金」がかかります。（加算は2割負担の方は2倍、3割の方は3倍となります。）

	加算名称	1日単位数	ご負担額		加算算定要件
			1日	1ヶ月(30日)	
日常的に発生する加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	18円	540円	介護職員総数のうち、介護福祉士を60%以上配置すること 等
	看護体制加算Ⅰ	6単位	6円	180円	常勤看護師を1名以上配置すること
	看護体制加算Ⅱ	13単位	13円	390円	看護職員常勤換算25:1以上かつ看護配置基準+1名以上配置すること
	栄養マネジメント強化加算	11単位	11円	330円	管理栄養士が栄養計画作成、栄養食事相談などの栄養管理を実施し、その情報を国へ提出すること
	科学的介護推進体制加算	40単位	—	40円	入所者の心身等の情報を国へ提出し、フィードバックを活用すること
	協力医療機関連携加算	50単位	—	50円	入所者が急変した場合などに、医師や看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。他
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護保険単位と各種加算額の合計の14%			介護職員の処遇改善についての8要件を満たすこと 及び職場環境要件等を満たし、複数の取組を行っていること 他
その他加算	安全対策体制加算	20単位	20円	—	安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えること(入所初日に限る)
	外泊、入院時加算	246単位	246円	※1,476円(6日分)	初日、帰所日を除き、1ヶ月6日を限度として加算(月またぎの場合最長12日間)
	初期加算	30単位	30円	900円	新たに利用される方、30日以上入院から戻られた方のみ算定(30日間のみ加算)
その他	貴重品管理費用	—	20円	600円	預金通帳、介護保険証、健康保険証、印鑑等
	持ち込み電化製品電気料金		各50円	各1,500円	テレビと冷蔵庫のみ(共用品の利用は無料)

■利用者負担段階について
利用される方の収入状況により、以下の4つの区分に分類されます。

利用者負担段階	
区 分	対 象 者
第1段階	・世帯全員が市区町村税非課税で、老齢福祉年金(非課税年金)を受給されている方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で80万円以下の方 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第3段階①	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で80万円超120万円以下 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第3段階②	・世帯全員が市区町村税非課税で、合計所得金額と年金等収入額が年間で120万円超 且つ一定額以下の預貯金等をお持ちの方
第4段階	・上記いずれにも当てはまらない方

※利用者ご自身の利用者負担額については、毎年7月頃に各市区町村から負担割合が記された「負担割合証」が交付され、1～3割負担かが決定されます。